

## 第9回市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成26年5月24日（月）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎304会議室
- 3 出席委員 井原委員長、吉永副委員長、今村委員、上平委員、野路委員、国府田委員、和田委員、山中委員、山梨委員
- 4 欠席委員 梅谷委員
- 5 事務局 渋谷課長、須郷課長補佐、竹之内係長、影山主査、内田主事
- 6 事業担当課 石井子ども家庭課長、熊井子ども家庭課長補佐（子ども政策室長）  
河原社会福祉課長、早川介護支援課長、今野高齢者生きがい推進課長  
長橋都市計画課長、酒巻都市計画課長補佐
- 7 協議事項
  - (1) 平成26年度から実施する市民参加対象16事業の市民参加の手法についての意見交換会について
    - ア 子ども家庭課
    - イ 社会福祉課
    - ウ 都市計画課
  - (2) その他
- 8 協議内容 別紙のとおり

(1) 平成26年度から実施する市民参加対象16事業の市民参加の手法についての意見交換会について

竹之内係長

本日と次回の委員会で、平成25年度及び平成26年度の市民参加条例の対象事業を所管する課と市民参加の手法についての意見交換会を実施する。

意見交換会の目的は、市民参加の手法を行っている又は行う予定である事業担当課と市民参加の手法について実施し、これから行う市民参加手続きのヒントになればということである。

本日は26年度より実施する16事業8課のうち、子ども家庭課、都市計画課、社会福祉課との意見交換会である。概ね1課につき30分程度でまず各課から説明を行い、その後20分程度意見交換の時間を取る。

なお、意見交換の会議録については、意見交換会を行っていない課等に対しても、市民参加条例について、再認識させる意味でも、意見交換会終了後、早急に全庁に配信する。

ア 子ども家庭課

井原委員長

対象事業の方法についての意見交換会を行い、今後の市民参加の手法に役立てていただけたらと思う。

(熊井子ども家庭課長補佐から事業概要の説明)

野路委員

計画期間が5年とあるが、この事業は時限立法か。

熊井子ども家庭課長補佐

違う。5年毎に計画を見直しと個別事業を作成する。

上平委員

保護者を対象としたアンケート調査をしたそうだが、調査を依頼した

3,000人は、保護者全体の何パーセントに当たるのか。

熊井子ども家庭課長補佐

保護者の割合は不明である。子どもの対象は小学生までなので1万人以上はいると考えられる。

上平委員

ヒアリング対象が少ないと全体の意向とは言えない。ある程度カバーしていると考えているのか。

熊井課長補佐

就学前児童は8,000人～9,000人はおおり、そのうち2,000人からのという形になる。

野路委員

行政の担当部署として、全市的に子どもを持っている家庭は何に苦しんでいるのか、そうしたニーズを整理したマトリクス等（資料）はないのか。

例えば、子どもを持った親の立場となったとして、自分たちが使える支援がどれなのかわからないといけない。数字で区切ったりして示すことは行政的な様に見える。目でみてわかりやすいマトリクスの的なものがあるとよい。

熊井子ども家庭課長補佐

全市的な問題で言うと、ヒアリング調査の中では、里親のお子さんたちに関するヒアリングもした。里親の苦しみ等も聞かされたので、個別に聞いたお話しを今後の計画にどのように反映するか考える。

野路委員

市民の意見からある程度ニーズ、問題点が整理されると思う。

自分が対象（関係）する条例がどこに該当するのかわかりやすく示すことも、市民参加だと思う。だからビジュアルで示して、当てはまることをわかるようにしないとけない。

国府田委員

施設や制度を充実させても先生（保育士等）の確保ができなければ条例に基づいた実施ができないと思う。

市内で先生をやっていた人がお金の問題で東京に移ってしまったという事例を知っている。そのため、保育士確保の部分も計画に盛り込まないといけない。

和田委員

市民の意見はアンケート等できいていると思うが、先生（保育士等）の意見等も反映しているのか。

熊井子ども家庭課長補佐

市内の保育士や幼稚園の先生に対しては、去年の秋に本市子ども・子育て会議の会長である淑徳大学の先生から子ども・子育て支援新制度の説明を行っていただいた。

また、毎回子ども・子育て会議では保育士の先生も2名程度参加頂いている。まだ、十分だとは思っていないので今後も続ける。また、計画案ができた時点で説明会を開催し、もっと意見をきいていきたい。

またこれからの子育て支援については先生の確保も必要だが、保育士の処遇改善をすることや保育所など施設をつくることの両方が必要となる。

流山市においても国の補助金を使い保育士の処遇改善を図っている。また保育士確保策として保育士修学資金貸付制度を設け今年度からスタートした。

これからもさらに保育士や教育者の確保が必要であり、そこについて、子ども・子育て会議や今後市民を対象にした意見交換会等の中でも意見をうかがっていきたい。

今村委員

アンケートに私は選ばれなかったが、回収率67%というであるが、依頼後に何か行ったのか。

熊井子ども家庭課長補佐

平成21年度に次世代行動計画を策定時にアンケートを行ったが、回収率は50パーセント程度だった。

今回は幼稚園、保育所に通っている子どもの保護者の方の全員にアンケート協力に関するチラシを配布した。

今村委員

子ども家庭課としては結果に満足か。

熊井こども家庭課長補佐

前回の次世代育成行動計画のアンケート回収率と他市回収率を比較しても悪くないと思っている。

上平委員

- ・ 計画対象の方は健常者だけか。障害者等は別なのか。
- ・ 予算についてだが、パブコメやアンケートを実施する場合に事業費（アンケートやパブリックコメントに係る経費ではなく、事業を導入した場合の経費のこと）としてどの程度のお金がかかるのか対象者に伝えるのか。

熊井こども家庭課長補佐

- ・ 新制度はすべての子どもを平等に扱うということなので、この計画の中には障害者等も含めている。
- ・ 経費（予算）については、新制度における給付は、国が示す公定価格によることになるため、現在のところ具体的には示すことができない。計画策定に関する事業費は、平成26年度予算に経常している。

井原委員長

スケジュール表の中で審議会とあるが、これは子ども・子育て会議ということでよいか。

熊井こども家庭課長補佐

はい。

井原委員長

各項目の審議会は、全ての事業に関連しているということか。

パブリックコメントはスケジュールの中ではやることになっているが、

最終的にやらないのか。

熊井子ども家庭課長補佐

今回の条例制定に係る事業の中で教育・保育の利用者負担の設定に関する条例以外のものは、国の省令基準に従い制定することになっているが、国の省令の公布が遅れてきたため、スケジュールの関係でパブコメはできない。その代わりに意見交換会を行うことにした。

なお、保育料については、教育・保育の利用者負担に関する条例により決めていく。秋以降にパブリックコメントや意見交換会を考えている。

井原委員長

公聴会は実施されたのか。

熊井子ども家庭課長補佐

ワークショップである。4箇所を実施した。

野路委員

子ども子育て支援法は平成24年8月に制定されているが、対象年齢はいくつまでか。また、その世帯は流山市67,000世帯のうち、現状でどのくらいあるのか。

熊井子ども家庭課長補佐

子どもが生まれてから小学校修了時と考えられる。

世帯は把握していない。おそらく20,000世帯くらいだと思う。

野路委員

子どもの数もそうだが、世帯数で考えるべきだと思ったので。

国府田委員

子ども・子育て会議で審議するとあるが、構成メンバーは。

熊井子ども家庭課長補佐

委員は13名。そのうち5名が公募であり、一般の子育てしているお母さんやお父さん、NPOの団体の方もいる。残りの7名は、学識経験者、流山市の民間保育園協会、私立幼稚園協会などの代表者や、子育てなどに関連する団体の代表者である。

イ 社会福祉課

井原委員長

対象事業の方法についての意見交換会を行い、今後の市民参加の手法に役立てていただけたらと思う。

(河原社会福祉課長より概要の説明)

井原委員長

審議会には10回程度はかるのか。

河原社会福祉課長

地域支え合い条例については、すでに福祉施策審議会から答申をもらっている。結果的に4回となった。

高齢者支援計画は、10月にむけて10回程度開催する予定である。

井原委員長

予定表では、パブコメは12月～1月が高齢者支援計画、地域支え合い条例は7月からの予定であるが。

河原社会福祉課長

地域支え合い条例は、6月23日～7月22日の日程で進める予定である。

委員長

タウンミーティングは

河原社会福祉課長

7月12、13日それぞれ4地区行う。パブコメの開催と同時に行う。

井原委員長

高齢者支援計画は、来年の1月の予定であるが…。

早川介護支援課長

パブリックコメントと同時期にタウンミーティングも行う。

井原委員長

高齢者ニーズ調査は終了しているのか。

早川介護支援課長

平成26年2月～3月に実施した。

今村委員

地域見守り活動については、先日テレビで市内の団体でうまくいっているところを放送していたが、うまくいっている団体等の意見は聞いたのか。

河原社会福祉課長

地域見守りネットワークが昨年始まり、自治会を中心に見守っていただくという体制だった。

175自治会の中で見守りを実施いただいているのは30自治会、これからやろうと準備等しているところは28自治会、残りはできない状況である。自治会の他に新聞販売店等も協力いただいているが、市としては自治会を中心にしたい。

現状では名簿には約800名の登録者しかいない。見守りを実施している自治会からは、名簿を提供して欲しいという意見が多かった。

今村委員

助け合いネットなどのNPO団体などから話をきいているのか。

河原社会福祉課長

NPO関連の代表が審議会に入っている。

国府田委員

昨年の答申でパブリックコメントの意見が少ないと指摘した。またパブリックコメントの機能がうまくまわらない要因は行政用語だと書いた。その点で工夫はあるか。

河原社会福祉課長

事業によっては意見が頂けないものがあつたと思うが、地域支え合い条例については普段の生活に密着するものであるため、意見は頂けると思う。

また条例の逐条解説を資料として載せることで内容をわかりやすく伝える工夫をする予定である。

国府田委員

みなさんで話しているということか。

河原社会福祉課長

添付書類をわかりやすくすることに加え、高齢者が対象となるのでネットを使えない人が多いと思う。福祉センター等にもパブリックコメントの資料を置くという意見が課中で意見が出た。

山中委員

地域支え合い活動の推進は、自治会にこういうことをやってくれというお願いになっていると思う。

自治会の方は大変でありできないとか、個人情報の管理は自治会にできるのかとか不安なことは多いと思う。

かつ自治会で中心的活動をしている方は高齢者が多いと思うので、むしろ、市から出向いて説明に行くという意見交換会があってもいいのではないか。

河原社会福祉課長

自治会の負担感に対する意見はあった。それぞれの地域の事情もあるが、これからやろうという前提の自治会のみ（名簿を）提供する。

また個人情報の取り扱い策として、（名簿を）提供する際は、名簿閲覧や管理者の届出、協定書締結等も検討している。

パブリックコメントは漸進的なものであり、自治会にお知らせするには足りないと思っている。そのため、条例についての出前講座を検討しており、すでに2自治会から要望があり、出前講座を行う予定である。

山中委員

おおたかの森地区のあたりも新しい住民が入ってきたことで地域の軽薄化が進んでいるため、こうした事業を通じて地域活発化につながるといいと思う。

山梨委員

民生委員の情報を自治会に漏らすなということがあったが、今はその辺は改善されたのか。

河原社会福祉課長

民生委員は非常勤公務員という位置づけであり、守秘義務があるが自治会にはない。そのため、災害対策基本法では条例で定めれば情報提供できることが可能になったため、流山市も条例を制定することにした。

山梨委員

一番自治会が密接なので、これがクリアできれば（この条例は）うまくいくと思った。

河原社会福祉課長

地域支え合い条例は、災害時の避難支援も考慮している。災害時は、隣近所の方、自治会の支援が大切と考える。

野路委員

175自治会のうち今年度会長が変わった自治会が70あるという現状がある。会長によっては、押し付けのように感じている。

また民生委員と自治会との一体感がようやく出てきたという考え方があると思うが、これまでは噛み合わなかった実態がある。

また、自治会組織や社会福祉協議会など、公でなくてボランティア同士（自治会長と地区社会協議会等）の癒合がうまくいかないため、拒否反応が強いと思う。

地区社会協議会との融合は、行政が仕掛けていかないとできないと思う。

井原委員長

民生委員、障害者団体、地区社会協議会への説明や意見交換会や説明を実施するということがあったが、個別だけでなく横（連携）の説明はないのか。

河原社会福祉課長

昨年末から民生委員や地区社会協議会に分けて説明しているが、全体で意見統一をはかれるようなやり方でやらないといけないと考えている。

また9月に条例で可決されれば、地域に入っていくことになるので同じテーブルで説明したい。

和田委員

高齢者施設への（パブコメの）お知らせを施設長等にお願ひし、専門家の意見という形で、パブリックコメントに対し意見をよせて欲しいという頼み方をすれば、専門家の意見がきけると思う。

また施設の方から様々なアイデアをもらうべきである。

災害時には施設を頼りにされるため、施設に人が殺到するため施設を閉める事態が発生した。そのため、災害時の対応もきちんと検討して、色々な方の意見を大切にしてほしい。

河原社会福祉課長

避難支援の段階のお話しだと思うが、これに関しては障害をお持ちの方などにも長期的に生活していただくためには各施設にお願ひすると思うので個別に話を進めていく。

和田委員

市内には団地（開発）などの計画で、一斉に高齢化しているところがあると思うが、市として、その団地等にどのように手を差し伸べていくかも大事である。

上平委員

私は福祉施策審議会でも同様の意見があった。野路委員や山梨委員からの意見に対しては危惧を持っている。

条例が制定されてからの運用が大事であるため、各団体との連携をうまく機能させていくか考えていかないといけないと審議会でも議論している。

山梨委員

民生委員も自治会長も地区社会協議会の中に入っているので、過去に

民生委員をしていた時は守秘義務のために、当事者本人に自治会に（情報を）知らせていいか確認し、本人の同意があれば自治会にお願いしていた。

しかし、どうしても教えて欲しくないという方もあり、そうした方は民生委員がやるしかなかった。

そのため、名簿掲載を拒否する人に対して話をして説得する努力をしてもらいたい。

国府田委員

高齢者支援は自治会の活動は絶対だと思う。しかし、今の自治会は高齢者支援をできるのか。

美田自治会は全国から視察がきていると聞くと聞くと、他の自治会と比較して、一つの事例を照会し、やり方や工夫を教えるからパブリックコメントをやればよい。

河原社会福祉課長

昨年、美田自治会の松島会長に講演いただいた経緯がある。

国府田委員

もう一回啓蒙活動をすべきと思う。

山中委員

高齢者のニーズ調査を実施しているが、対象とその内容は。

早川介護支援課長

介護保険のお世話になっていない方々で65歳以上を対象にした意識調査2,000名、お世話になっている方2,000名、また介護事業所150社への運営状況の調査等をおこなった。

内容は、現在の本人の生活状況、精神的・肉体的なもの、地域での調査、福祉制度や介護保険に対するニーズ等90問程度である。

一般の方からは80%を超える回収率、要介護認定者も70%を超えるもので、前回3年前を超える状況だった。

現在委託業者に分析を依頼しており、6月頃結果がでるので、今後を生かしていく。また結果についてはHPにアップしていく。

ウ 都市計画課

井原委員長

対象事業の方法についての意見交換会を行い、今後の市民参加の手法に役立てていただけたらと思う。

(酒巻都市計画課長補佐より概要の説明)

井原委員長

審議会は、1回か。

公聴会は10月に予定しているのか。

説明会というのは、意見交換会やタウンミーティングではないのか。

酒巻都市計画課長補佐

説明会は、公聴会の前に関係業者を集めて行う予定である。

公聴会は、流山市でどんなプランを作っているのかということを提示して、その上で一定期間をとり意見を募集し公聴会を実施する。

長橋都市計画課長

場所は変えないで、土、日曜日で2回やる。

山中委員

(条例の)対象地区は新川耕地エリアが決定されたものなのか。

酒巻都市計画課長補佐

景観計画は、流山市全体が対象で、特に4つの重点地域(TX沿線地区、新川耕地地区、利根運河周辺地区、流山本町地区)ある。

今回は新川耕地について市の方針が固まったので、景観計画を変更するものである。

山中委員

説明会は、新川耕地近辺でやるのか。

広報以外の周知方法及び説明会の対象者は。

酒巻都市計画課長補佐

説明会の会場は、中央公民館を予定している。

周知方法は、HPと地権者には個別通知（ダイレクトメール）を考えている。

国府田委員

市からの変更案について市民から（意見を）聴取するのか。

市からの変更案を市の決定として報告するのか。

酒巻都市計画課長補佐

計画策定の段階で、ワークショップ等をやっているので、今回は変更案について意見を聞く。

野路委員

新川耕地地区をターゲットにしたものでよいのか。景観法での他の地域との整合性の中で特質すべきことがあるのか。

新川耕地に住む人には関心が高いと思うが、全市的な計画の中で、新川耕地だけがよくなり、他の地域に住む市民にとって反感のような感じにはならないのか。

酒巻都市計画課長補佐

今回の変更は、他のエリアに及ぼす影響はないと考えている。

井原委員長

広くパブコメをやることは考えていないのか。

長橋都市計画課長

パブコメも有効な手法だとは思いますが、今回は、国からの示されている法定方法である「縦覧」を行う。

縦覧期間は、本来2週間行うところ、今回はパブコメ同様に30日間案を提示し、公聴会で意見を聞くと。

意見は、パブコメ同様に書面で出していただき、案の提示期間もパブコメ同様に設けたので広く意見は聞けると考える。

吉永副委員長

変更案が変わることはあるのか。

長橋都市計画課長

各課と調整の上で検討する。

吉永副委員長

土地利用自体の変更はないのか。

酒巻都市計画課長補佐

開発を中止させるとか、そうしたことは景観計画ではできない。

井原委員長

公聴会についてだが、賛成と反対の両方をもらうということだと思うが。

酒巻都市計画課長補佐

1か月間の案を提示する期間があるので賛成も反対も意見していただきたい。

山中委員

計画案の縦覧の場所は。

長橋都市計画課長

都市計画課になる。公民館等に市役所以外で行うと担当職員以外ではその場の質問に対応できない。

本来、都市計画の縦覧は2週間であるが、今回は30日間でパブコメと同じにした。

和田委員

公聴会は10月に予定していると思ったが、審議会はいつやるのか。

酒巻都市計画課長補佐

年明けの2月～3月の予定である。

和田委員

審議会は公聴会の内容を含めて審議してもらうのか。

酒巻都市計画課長補佐

まず、公聴会を行う前に審議会に対して事前に案を説明する予定である。こうした中身で市民に説明し、案の縦覧を行うことを報告する。

国府田委員

利根運河を憩いの場にしたいという意見を持つ人がいると思うが、そうしたことを反映する場はあるのか。

長橋都市計画課長

利根運河を平成23年に重点地区に定めた。

特にその地域に住んでいる方10名程度に入ってもらい、3回ほどワークショップを開催した。

実際に絵や作文を書いてもらい、今ある計画も市民の想いを考慮したものであり、それを行政的な表現にすると条例のような形になる。

野路委員

対象地区を新川耕地と限定しているため、新川耕地の周辺で縦覧する市の施設はないのか。

酒巻都市計画課長補佐

説明会でも変更案の資料は配布できると考えている。

野路委員

縦覧という機会のため、地域の周辺での縦覧はどうかと考えた。

井原委員長

実際に実績としてどれだけの意見が反映されたかということについて今後フィードバック頂きたいと思う。

(2) その他

竹之内係長

配布した資料の基準日は平成26年3月31日時点でのものであるため、その後「意見交換会日程」内の参加手法について変更がある。そのため、再調査し、変更した日程表をメールで送る。

次回は、6月23日月曜、10時から305会議室を予定している。  
平成25年度に事業が終了している農政課、平成25年度から継続実施  
しているクリーンセンターと生涯学習課との意見交換会を予定している。

また、評価シートについては昨年度の意見を踏まえ案を作成し報告し  
てまいりたい。

井原委員長

以上で会議を終了する。